

# 第3章

水産資源及び漁場環境をめぐる動き



## (1) 我が国の資源評価

### 〈192種について資源評価を実施〉

我が国では、水産研究・教育機構を中心に、都道府県水産試験研究機関、大学等と協力して、市場での漁獲物の調査、調査船による海洋観測、生物学的調査等を通じて必要なデータを収集するとともに、漁業で得られたデータも活用して、我が国周辺水域の主要な水産資源について資源評価を実施しています。

平成30（2018）年に改正された漁業法には、農林水産大臣は、資源評価を行うために必要な情報を収集するための資源調査を行うこととし、その結果等に基づき、最新の科学的知見を踏まえて、全ての有用水産資源について資源評価を行うよう努めるものとするのが規定されています。また、より多くの水産資源について効率的かつ精度の高い資源評価を行うため、都道府県知事は農林水産大臣に対して資源評価の要請ができるとともに、その際、都道府県知事は農林水産大臣の求めに応じて資源調査に協力すること等が規定されています。

このことを受け、資源評価対象種について、広域に流通している種や都道府県から資源評価の要請があった種を中心に、平成30（2018）年度には50種であったのを、令和3（2021）年度には192種に拡大しました。

令和7（2025）年度現在、そのうち、22種40資源について、最大持続生産量（MSY）<sup>\*1</sup>を達成するために必要な資源量と漁獲の強さが算出され、過去から現在までの推移が神戸チャート<sup>\*2</sup>に示されました。また、資源管理のための科学的助言として、MSYを達成する資源水準の数値（目標管理基準値）案、乱獲を未然に防止するための数値（限界管理基準値）案及び資源水準の数値に応じた漁獲の強さの決定方式（漁獲シナリオ）案等が示されました。このほか、令和7（2025）年度には、36種48資源について過去の資源量の推移等から「高位・中位・低位」の3区分による資源水準の評価が行われました。

資源調査・評価については、近年の急激な海洋環境の変化による資源の状況を捉えきれず、資源評価によって算出される生物学的許容漁獲量（ABC）と実際の漁獲量との乖離が指摘されており、資源評価に対する信頼感の揺らぎにもつながっています。そのため、水産庁では水産資源調査・評価推進事業を拡充し、自動観測機器等の配備や漁業者の漁獲データの取得・活用によるリアルタイムなデータ収集等を通じて資源評価の精度の向上を図っていきます。

### 〈我が国周辺水域の水産資源の状況〉

令和7（2025）年度の資源評価の結果、MSYベースの資源評価を行った22種40資源のうち、資源量も漁獲の強さもともに適切な状態であるものは11種16資源（40%）、資源量は適切な状態にあるが漁獲の強さは過剰であるものは2種2資源（5%）、資源量はMSY水準よりも少ないが漁獲の強さは適切な状態であるものは10種12資源（30%）、資源量はMSY水準よりも少なく漁獲の強さは過剰であるものは8種10資源（25%）と評価されました（図表3-1）。「高位・中位・低位」の3区分による資源評価により、資源の水準と動向を評価した36種48資源について、資源水準が高位にあるものは10資源（21%）、中位にあるものは9資源（19%）、

\*1 Maximum Sustainable Yield：現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量。

\*2 資源量（横軸）と漁獲の強さ（縦軸）について、MSYを達成する水準（MSY水準）と比較した形で過去から現在までの推移を示したもの。

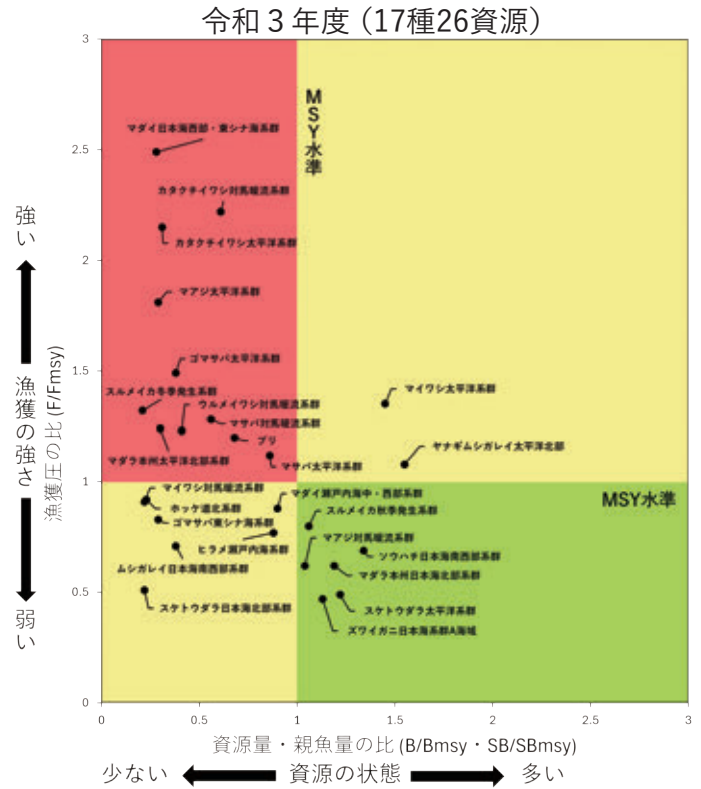


低位にあるものは29資源（60％）と評価されました（図表3-2）。

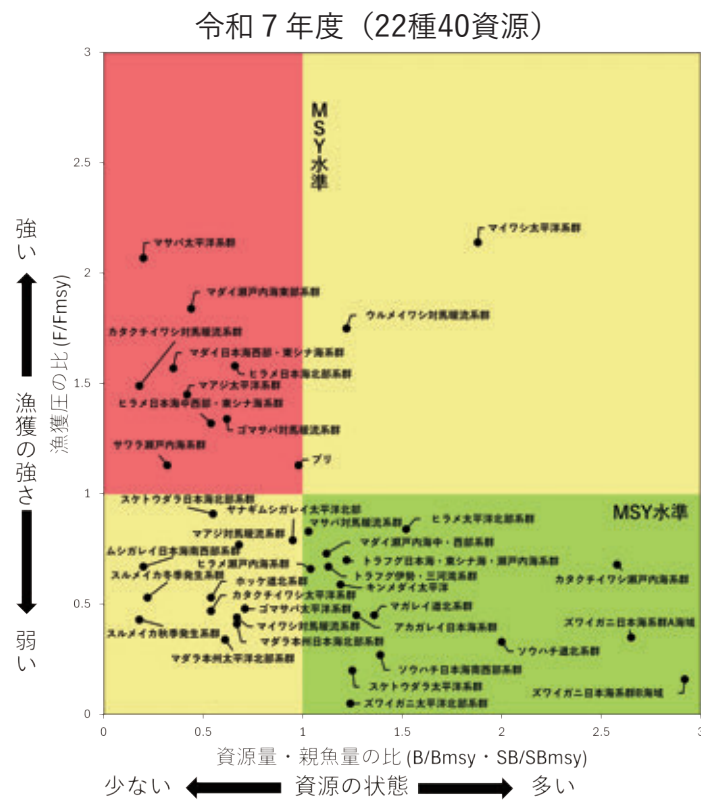


わが国周辺の水産資源の現状を知るために(水産研究・教育機構):  
<https://abchan.fra.go.jp>

図表3-1 MSYをベースとした資源評価



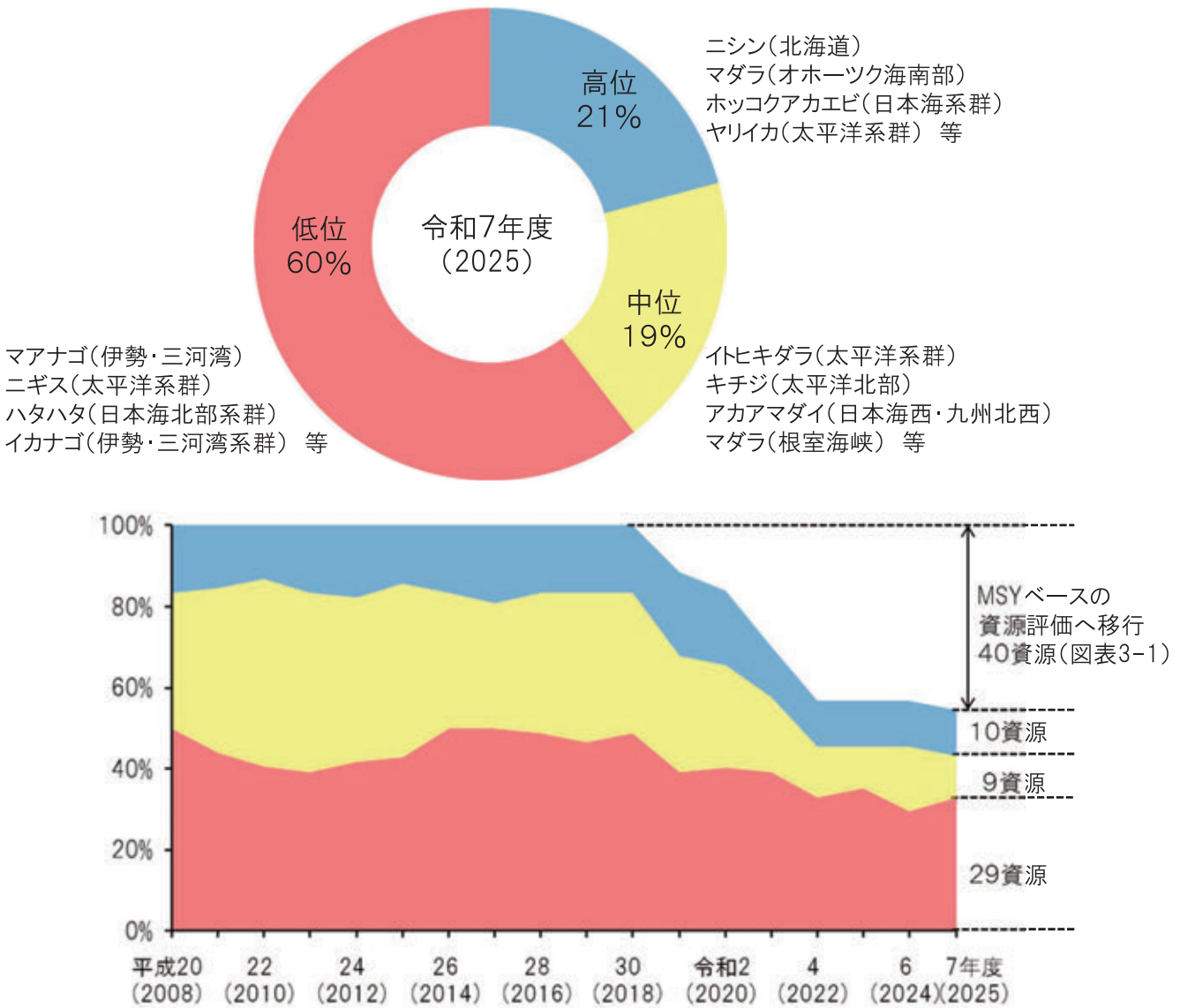
対象資源の増加  
資源状況の変化



資料：水産庁、水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成  
注：資源の名称については、資源評価当時で使用されていた名称で記載



図表3-2 我が国周辺の資源水準の状況（「高位・中位・低位」の3区分による資源評価 36種48資源）



資料：水産庁、水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成  
 注：資源水準を区分した種・資源数は、以下のとおり。  
 令和元（2019）年度：MSYベースの資源評価に移行したサバ類等4種7資源を除く48種80資源  
 令和2（2020）年度：MSYベースの資源評価に移行したマアジ、マイワシ等8種14資源を除く45種73資源  
 令和3（2021）年度：MSYベースの資源評価に移行したカタクチイワシ、ウルメイワシ等17種26資源を除く42種61資源  
 令和4（2022）・5（2023）・6（2024）年度：MSYベースの資源評価に移行したトラフグ、キンメダイ等22種38資源を除く36種50資源  
 令和7（2025）年度：MSYベースの資源評価に移行したズワイガニ2資源を含めた22種40資源を除く36種48資源

## (2) 我が国の資源管理

### 〈漁業法に基づく水産資源の保存及び管理を適切に実施〉

資源管理とは、漁業活動を調整し必要な資源量の水準を確保しながら水産資源の持続的な利用を図る取組であり、その手法は、1) 漁船の隻数や規模、漁獲日数等を制限することによって漁獲圧力を調整する投入量規制（インプットコントロール）、2) 漁船設備や漁具の仕様等を規制することによって漁獲圧力を調整等する技術的規制（テクニカルコントロール）、3) 漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）の設定等により漁獲量を直接調整する産出量

規制（アウトプットコントロール）の三つに大別されます（図表3-3）。

我が国においては、これまで様々な資源管理の取組を行ってきましたが、一方で、漁獲量が長期的に減少傾向にあるという課題に直面しています。その要因は、海洋環境の変化や、周辺水域における外国漁船による操業の活発化等様々なものが考えられますが、より適切に資源管理を行っていれば減少を防止・緩和できた水産資源も多いと考えられました。資源管理に関する従来の公的な規制は、インプットコントロールとテクニカルコントロールが主体でしたが、技術革新によって漁獲能力が増加したことにより、これらの間接的に採捕数量を調整する手法は限界を迎えつつありました。このような状況の中、将来にわたって持続的な水産資源の利用を確保するため、平成30（2018）年、漁業法が抜本的に改正され、水産資源の保存及び管理を適切に行うことを国及び都道府県の責務とするとともに、MSYを実現するために維持し、又は回復させるべき資源量の水準の値を資源管理の目標とし、また、目標達成のための手法はTACによる管理（以下「TAC管理」といいます。）を基本とすることとされました。資源管理の目標を設定することにより、関係者が、どのように管理に取り組みば資源状況はどうなるのか、また、それに伴い漁獲量がどのように変化すると予測されるかが明確に示されます。これにより、漁業者は、将来の資源の増加と安定的な漁獲を見込めるようになり、長期的な展望を持って計画的に経営を組み立てることができるようになります。この漁業法に基づく資源管理の取組は、まずは研究機関により資源調査に基づいて資源評価が行われ、資源管理の目標と、その目標に向かう道筋が漁獲シナリオとして提案され、行政機関が、漁業者をはじめとした関係者間で意見交換を行い、決定します。漁業者は、その資源管理の目標を実現するための管理措置の下で操業し、提出された漁業データが、次の資源調査・評価に活かされ、資源管理のサイクルが回っていきます（図表3-4）。

近年、海洋環境が大きく変化する中において、資源管理の取組による水産資源の持続的利用の確保がますます重要となっています。

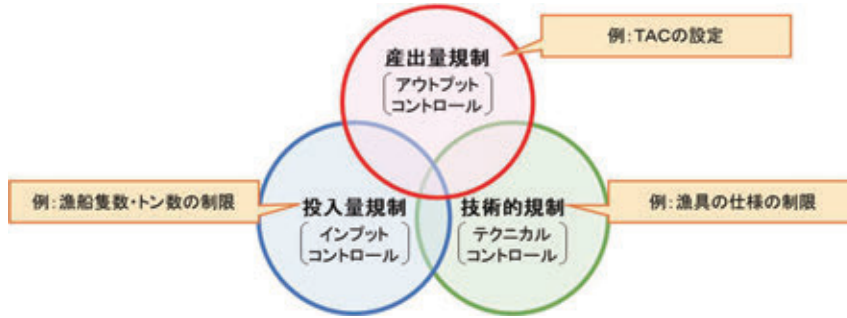
なお、漁獲量等の報告は、漁業者に課せられた義務として、違反に対する罰則も含め漁業法に位置付けられており、漁業者には、国や都道府県とともに適切な資源管理に取り組んでいくことが求められています。また、TAC管理に加え、これまで行われていた操業期間、漁具の制限等のTAC管理以外の手法による管理についても、資源の特性や漁業の実態を踏まえて組み合わせて実施され、水産資源の保存及び管理を適切に行うこととしています。



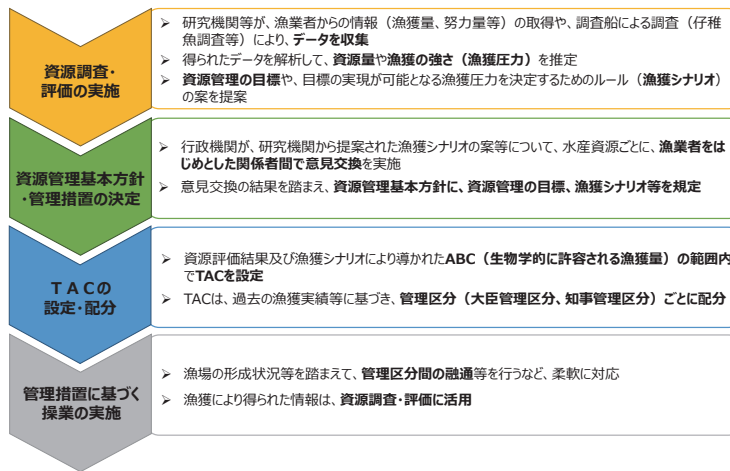
資源管理の部屋（水産庁）：  
[https://www.jfa.maff.go.jp/  
j/suisin/](https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/)



図表3-3 資源管理手法の相関図



図表3-4 TAC管理の流れ



〈資源管理の推進のための新たなロードマップの策定〉

水産庁は、平成30（2018）年に改正された漁業法の施行に先立ち、漁業法に基づく資源管理を着実に進めていくために、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を令和2（2020）年9月に策定・公表しました。このロードマップでは、令和12（2030）年度に444万tまで漁獲量<sup>\*1</sup>を回復させることを目標に掲げ、その下で、科学的な資源調査・評価の充実、資源評価に基づくTAC管理の推進等について、令和5（2023）年度までの具体的な目標と工程を示しました。

これに基づく資源管理の取組を推進した結果、資源評価対象種を192種まで拡大、500市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築、漁獲量ベース<sup>\*2</sup>で65%にTAC管理を導入、大臣許可漁業の11漁法・資源に漁獲割当て（IQ：Individual Quota）管理を導入、全ての資源管理計画を資源管理協定に移行等、漁業法に基づく資源管理体制について一定の基盤を整えました。一方で、解決を要する課題が浮き彫りとなりました。

これらを踏まえ、令和6（2024）年3月、令和6（2024）年度以降は、課題を解決しながら資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図る

\*1 海面及び内水面の漁獲量から藻類及び海産ほ乳類の漁獲量を除いたもの。

\*2 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

こととした「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（以下「新ロードマップ」といいます。）を公表しました（図表3-5）。

くわえて、令和4（2022）年3月に閣議決定された現行の水産基本計画においても「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」が柱として掲げられ、「資源調査・評価体制の整備を進めるとともに、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で、科学的知見に基づいて新たな資源管理を推進する。」とされており、これらに基づき、水産庁では、資源管理の取組を着実に実施しているところです。



図表3-5 資源管理の推進のための新たなロードマップ

これまで旧ロードマップに沿って新たな資源管理の取組を進めた結果、一定の基盤が概ね整ってきたが、解決を要する課題も浮かび上がってきたこと等を踏まえ、令和6年度以降は、様々な課題をクリアしながら資源管理の高度化・安定化を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図る。その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化に応じ、具体的な取組を進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。

		令和2～5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		旧ロードマップ(フェーズ1)	新ロードマップ(フェーズ2)						
資源調査・評価の高度化	① 資源調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海洋環境の変化が資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及び精度向上に資する資源調査の強化を図る。重要な生物情報、海洋環境データ等の収集を重点的に実施。外国漁船の漁獲情報等の収集を推進 ICT調査機器や画像解析装置を導入・活用 → 新たな種・海域へ拡大 漁業者の知見を活用するための漁船活用型調査を推進 調査船のICT化・AIを活用した調査機器等の新しい技術の導入を推進</li> </ul>						
	② 資源評価	資源評価対象種を192種まで拡大(目標:200種程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 192種の資源評価対象種について、進捗段階<sup>※</sup>に応じて、より高度な資源評価の段階への移行を図る。 MSYベースの資源評価対象資源 R5:38資源 → R12:45資源程度 <small>※ 1. MSYベース、2. 資源量指標値による評価、3. その他</small></li> <li>● MSYベースの資源評価対象資源について、データ解析手法等を高度化し、資源評価の精度向上を図る。国内外の外部有識者によるピアレビューを実施 ピアレビューの指摘を踏まえ、解析手法の改善や新たな資源評価モデルの導入等を実施</li> <li>● 最新(当該年)のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施</li> </ul>						
MSYベースの資源評価の推進	資源拡大		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で6.5割の資源にTAC管理を拡大(目標:8割をTAC管理) ※MSYベースの資源の4割がMSY水準以上</li> </ul>						
	運用改善等		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。)</li> <li>● TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る <small>* 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のTAC資源への横展開を図る。 * 関係機関や関係するRFMOにおける協議や協力を推進</small></li> <li>● TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し</li> <li>● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施</li> </ul>						
国際	国際		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保</li> <li>● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 → 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け</li> </ul>						
	国際		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保</li> </ul>						
IQ管理の推進	IQ管理	大臣許可漁業の11漁法・資源に導入(目標:TAC資源を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に原則IQを導入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。</li> <li>● 関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進</li> </ul>						
	IQ管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施(資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行)</li> </ul>						
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源管理協定	資源管理協定への移行を完了(目標:協定への移行を完了)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成 → 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表 → 優良事例の共有・横展開を促進</li> </ul>						
	資源管理協定		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源管理協定の取組を実践(履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施) 履行確認 → 履行確認 → 履行確認 → 履行確認 → 履行確認 効果の検証(中間時) → 取組内容を改良 → 効果の検証(終了時) → 取組内容を改良 検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割 → 8割</li> </ul>						
遊漁の推進	クロマグロ	クロマグロについて、広域漁業調整委員会指示による管理を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和3年度から実施している現行措置を強化(報告期限の短縮等) → 管理の高度化を推進(届出制の導入等の検討) → 管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進</li> <li>● 漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進</li> </ul>						
	クロマグロ以外		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進 技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 → 報告に活用するための現場実装を推進 漁獲情報のワンスオンリー<sup>※</sup>に向けたデータ活用や収集体制を検討 → 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進 <small>※同じ情報を二度提出させない</small></li> <li>● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化 TAC管理等に必要の漁船・許可情報の一元管理システムを構築 → 20都道府県以上で利用 → 全ての沿海都道府県で利用 IT環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管 → 資源評価実施機関で利用</li> </ul>						
DX推進による業務の効率化	DX推進	500市場等で電子的情報収集体制を構築(目標:400市場以上) 大臣許可漁業で電子的報告体制を構築(目標:大臣許可漁業の電子的報告の実装)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進 技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 → 報告に活用するための現場実装を推進 漁獲情報のワンスオンリー<sup>※</sup>に向けたデータ活用や収集体制を検討 → 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進 <small>※同じ情報を二度提出させない</small></li> <li>● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化 TAC管理等に必要の漁船・許可情報の一元管理システムを構築 → 20都道府県以上で利用 → 全ての沿海都道府県で利用 IT環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管 → 資源評価実施機関で利用</li> </ul>						
	DX推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進 技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 → 報告に活用するための現場実装を推進 漁獲情報のワンスオンリー<sup>※</sup>に向けたデータ活用や収集体制を検討 → 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進 <small>※同じ情報を二度提出させない</small></li> <li>● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化 TAC管理等に必要の漁船・許可情報の一元管理システムを構築 → 20都道府県以上で利用 → 全ての沿海都道府県で利用 IT環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管 → 資源評価実施機関で利用</li> </ul>						

海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価を着実に推進

MSYベースの資源評価が行われている資源の6割以上に達している。その資源量をMSY水準以上に引き上げる。

IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現

実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現

資源に応じた遊漁の推進の一貫性の実現

報告の負担軽減やデータ活用等の向上や管理の業務効率化等を実現

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。(\*2)

(\*2) 令和2年策定のロードマップで掲げた目標を維持



資源管理の推進のための新たな  
ロードマップ（水産庁）：  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-507.pdf>

### 〈資源管理基本方針等の策定〉

漁業法に基づく資源管理の基本的な考え方や水産資源ごとの具体的な管理については、同法において、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」といいます。）を農林水産大臣が定めることとされており、水産庁では、令和2（2020）年10月に資源管理基本方針を策定しました。

資源管理基本方針には、資源管理に関する基本的事項や水産資源ごとの資源管理の目標、特定水産資源、TAC管理に必要となる大臣管理区分の設定や大臣管理区分及び都道府県へのTACの配分基準等を定めています。

また、都道府県における資源管理の基本的な考え方や都道府県内の水産資源ごとの具体的な管理については、資源管理基本方針に即して、都道府県知事が都道府県資源管理方針を定めることとされており、各都道府県においては同方針が定められ、TAC管理に必要となる知事管理区分の設定や都道府県に配分されたTACに関する知事管理区分への配分基準等が規定されています。

このように、資源管理基本方針や都道府県資源管理方針が漁業法に基づく資源管理を支える基本原則であり、水産資源ごとの資源状況や資源管理の進捗に応じて必要な見直しを行っています。

### 〈漁業法の下でのTAC管理の推進及び拡大〉

漁業法では、TAC管理の対象となる資源（以下「TAC資源」といいます。）は、資源管理基本方針において「特定水産資源」として定められています。TAC資源については、それぞれ、資源評価に基づき、目標管理基準値や限界管理基準値等の資源管理の目標及び漁獲シナリオ等が資源管理基本方針に規定され、同方針に則してTACが決定されます。なお、限界管理基準値を下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画を定めて実行することとされています。

TAC資源の拡大については、新ロードマップに基づき、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進していくこととしています。令和7（2025）年度までに、漁獲量ベースで8割となることを目指して取組を進め、令和8（2026）年4月現在、7.7割を達成しました。

TAC資源拡大に向けた検討プロセスとして、まず、農林水産大臣の諮問機関である水産政策審議会の下に設けられた資源管理手法検討部会において、水産庁から同部会に対し資源評価結果や現時点における検討内容を報告の上、調査審議を行い、水産資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場等の意見を踏まえた論点や意見の整理を行います。次に、水産庁は、同部会の結果を踏まえ、資源管理の目標及び漁獲シナリオについて、その案を公表し、周知した上で、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くため資源管理方針に関する検討会（以下「ステークホルダー会合」といいます。）を開催します。その後、水産



庁は、ステークホルダー会合での整理を踏まえた、資源管理の目標及び漁獲シナリオの案を含む資源管理基本方針の改正案を作成し、意見公募手続に付し、水産政策審議会の資源管理分科会に対する諮問を経て、TAC管理が導入されます（図表3-6）。

これまでの取組の結果、我が国周辺の資源について、令和2（2020）年に平成30（2018）年の改正漁業法が施行されて以降、6種12資源がTAC資源として追加されました（図表3-7）。

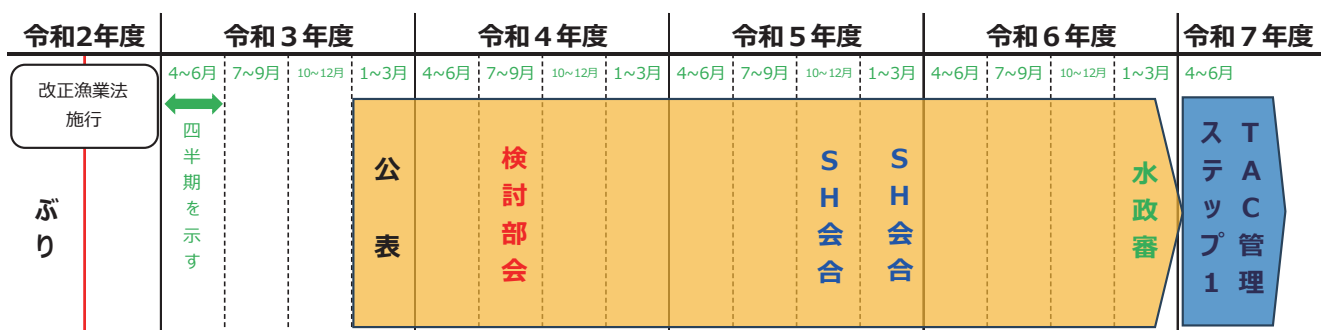
これらの新しくTAC管理の対象とした資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入し、TAC管理の課題解決に向けて、ステップアップ期間中を含め引き続き丁寧に議論し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で実施していくこととしています（図表3-8）。

このように水産庁では、順次、TAC資源の拡大に向けた議論を進めており、今後も議論を継続していきます。

図表3-6 TAC資源拡大に向けた検討プロセス

- 検討のプロセスは、「公表」⇒「検討部会」⇒「SH会合」⇒「水政審」という流れが基本。
- ① 「**公表**」…資源評価結果が公表されるタイミングを示す。（令和4年度以降は説明会も実施）
- ② 「**検討部会**」…資源管理手法検討部会の開催のタイミングを示し、ここでは論点や意見の整理を実施。
- ③ 「**SH会合**」…資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の開催のタイミングを示し、ここでは従来のTAC資源と同様に、MSYベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオの議論を行うとともに、新たにTAC管理を行うにあたっての課題解決について議論。
- ④ 「**水政審**」…水産政策審議会資源管理分科会の開催のタイミングを示し、ここでは新規TAC資源を追記した資源管理基本方針案を諮問・答申。

◎「ぶり」の例

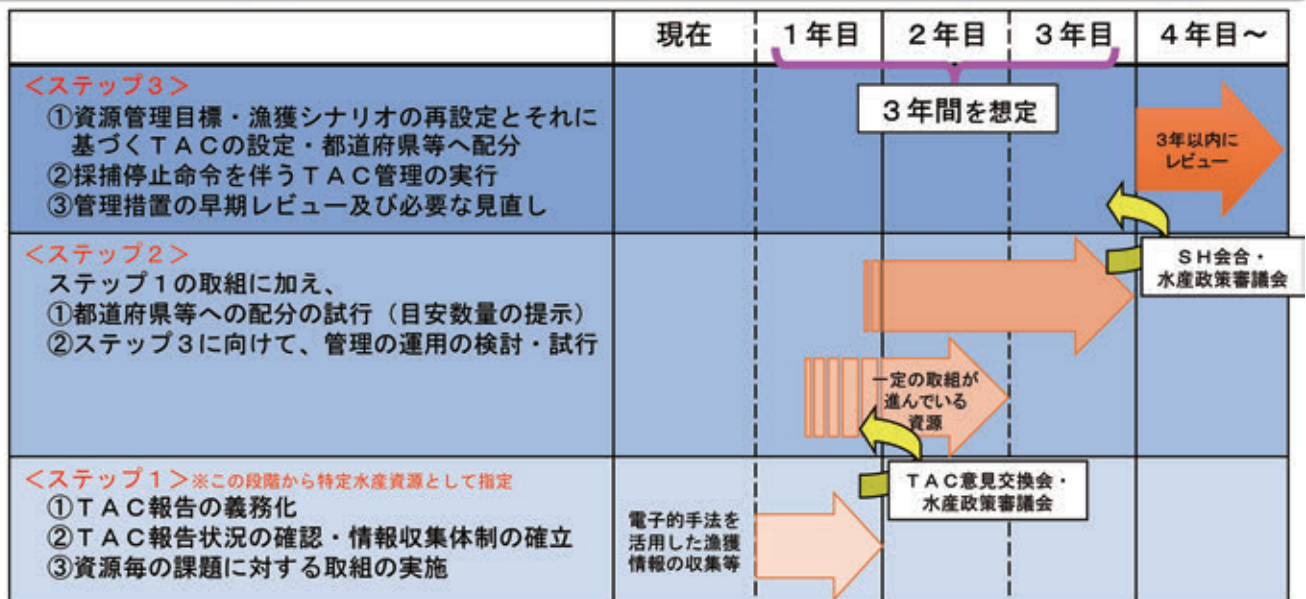


図表3-7 TAC資源拡大に係る進捗状況

TAC管理の開始時期	水産資源
令和6年1月から開始	かたくちいわし対馬暖流系群
	うるめいわし対馬暖流系群
令和6年7月から開始	まだら本州太平洋北部系群
	まだら本州日本海北部系群
	まだら北海道太平洋
	まだら北海道日本海
令和7年1月から開始	かたくちいわし太平洋系群
	かたくちいわし瀬戸内海系群
	まだい日本海西部・東シナ海系群
令和7年4月から開始	ぶり
令和7年9月から開始	べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)
	べにずわいがに日本海系群(大臣許可水域)

図表3-8 TAC管理導入当初の柔軟な運用（ステップアップ管理）

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 具体的には3つのステップに分けて、TAC管理の本格導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの取組に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行する。このため、ステップ3へ移行する前にはステークホルダー(SH)会合を開催し、ステップ2までにおける取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換を実施（ステップ1・2で3年間で3年間を想定）。





### 〈スルメイカのTAC管理〉

スルメイカの令和7管理年度（令和7（2025）年4月～8（2026）年3月）のTACについては、当初、ステークホルダー会合での議論を踏まえ見直した漁獲シナリオ及び最新の資源評価結果に基づき、前管理年度から60,000t減の19,200tで設定されました。その後、資源管理基本方針の規定に基づき、最新の資源調査結果や漁獲状況、利用可能な水産研究・教育機構の助言等を踏まえ、TACの算定に用いられた加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断し、TACを、令和7（2025）年9月には6,600t増の25,800t、同年11月には1,800t増の27,600tに変更しました。そのような中であって、一部の大臣管理区分において、漁獲量が配分数量を超過したため、漁業法の規定に基づき、令和7（2025）年11月～8（2026）年3月までスルメイカの採捕を停止する命令を発出したほか、配分数量の超過を避けるため、漁業者等の理解の下、関係道県・大臣管理区分間での配分数量の融通等による調整も行われました。

令和8管理年度（令和8（2026）年4月～9（2027）年3月）以降のTAC管理については、令和7管理年度の漁獲の状況等を受けて、漁獲シナリオの見直しを求める意見が強かったことから、①令和7（2025）年度中に令和8管理年度限りの暫定的な漁獲シナリオを採用し、②令和8（2026）年にステークホルダー会合を複数回開催し、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等を議論することとしました。

このため、令和8（2026）年1～2月に2回のステークホルダー会合を開催し、その議論も踏まえ、令和8管理年度限りの暫定的な漁獲シナリオについては、外国の管理事例を参考として資源の将来予測に依拠しない考え方をういたシナリオを採用し、68,400tでTACを設定しました。

令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等については、水産研究・教育機構等と連携・協力し、漁業関係者との丁寧な意見交換を行って、より良いTAC管理の実現に向けて検討していきます。

### 〈12漁法・資源でIQ方式による管理を導入〉

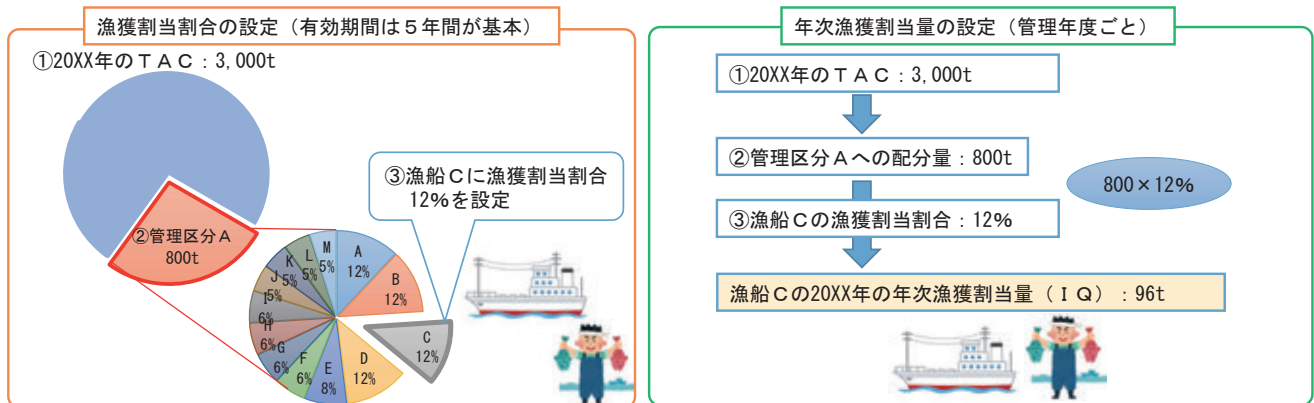
TACを個々の漁業者又は船舶等ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによりTAC管理を行うIQ方式は、産出量規制の一つの方式です。

TAC制度の下での漁獲量の管理を、IQ方式ではなく、全ての漁業者の漁獲を総量で管理する方式とすると、他人が多く漁獲することによって自らの漁獲が制限されるおそれがあることから、漁業者間において過剰な漁獲競争が生じる可能性が考えられます。そこで、漁業法では、TAC管理は、船舶等ごとに数量を割り当てるIQを基本とすることとし、令和8（2026）年3月末時点で12漁法・資源において、IQ方式による管理が導入されています（図表3-9）。

漁船漁業の目指すべき将来像として、漁獲対象資源の相当部分がIQ方式による管理の対象となった船舶については、トン数制限等の船舶の規模に関する制限を定めないことが望ましいとされています。制限が除かれることで、生産コストの削減、船舶の居住性・安全性・作業性の向上、漁獲物の鮮度保持による高付加価値化等が図られ、若者にとって魅力があり、かつ、競争力のある船舶の建造が行われるようになると考えられます。なお、このような船舶については、他の漁業者の経営に悪影響を生じさせないように、国が責任を持って関係漁業者間の調整を行い、操業期間や区域、体長制限等の資源管理措置を講ずることにより、資源管理の実施や紛争の防止が確保されていることを確認することとしています。以上を踏まえ、今後も、新ロードマップに基づき、IQ方式による管理の拡大を図るとともに、運用面の課

題解決を図ります。

図表3-9 IQ方式による管理の導入のイメージ



### 〈沿岸漁業における漁業権制度及び沖合・遠洋漁業における漁業許可制度で管理〉

沿岸の定着性の高い資源を対象とした採貝・採藻等の漁業、一定の海面を占有して営まれる定置漁業や養殖業、内水面漁業等については、都道府県知事が漁協やその他の法人等に漁業権を免許します。他方、より漁船規模が大きく、広い海域を漁場とする沖合・遠洋漁業については、資源に与える影響が大きく、他の地域や他の漁業種類との調整が必要となる場合もあることから、農林水産大臣又は都道府県知事による許可制度の対象となっています。この許可に際して漁船隻数や総トン数の制限（インプットコントロール）を行い、さらに、必要に応じて操業期間・区域、漁法等の制限措置（テクニカルコントロール）を定めることによって資源管理を行っています（図表3-10）。



図表3-10 漁業権制度及び漁業許可制度の概念図

**漁業権漁業**

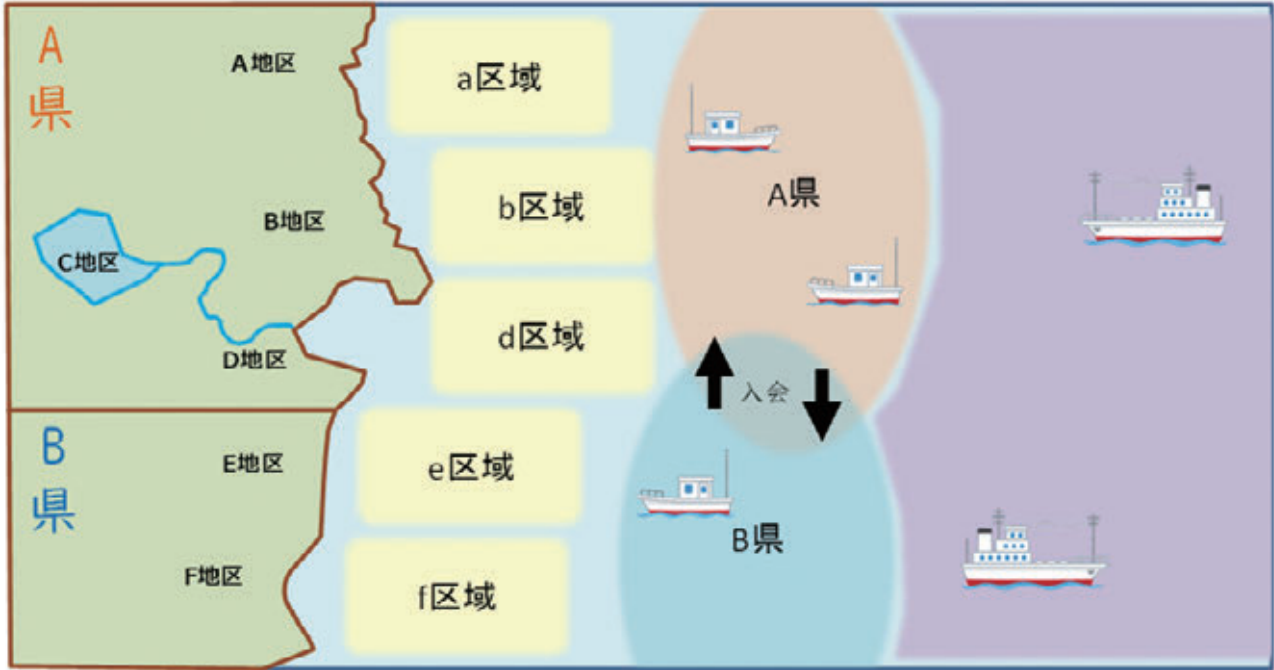
知事が漁協又は個人・法人に対し、特定の沿岸漁業・養殖業を排他的に営む権利を免許。

**知事許可漁業**

都道府県の沖合で操業する漁業について知事が許可。

**大臣許可漁業**

複数県の沖合や外国へ出漁する漁業について国（農林水産大臣）が許可。

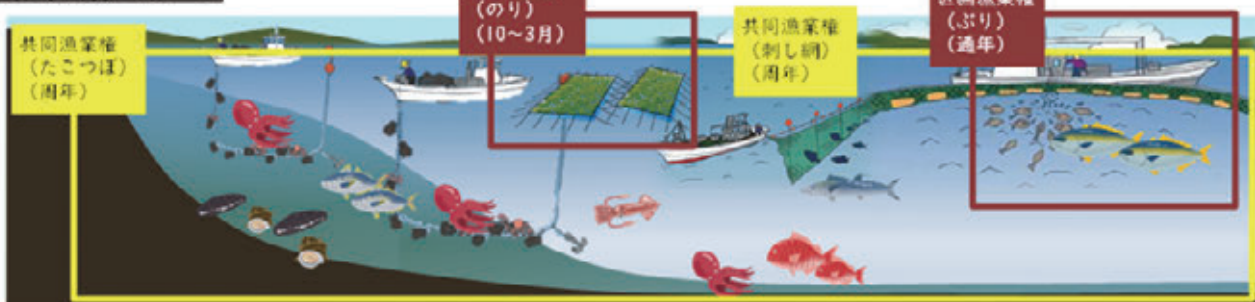


漁業権漁業に関する水面の立体的・重複的な利用のイメージ

操業（6月）イメージ



操業（12月）イメージ



〈資源管理協定による漁業者の自主的な資源管理を推進〉

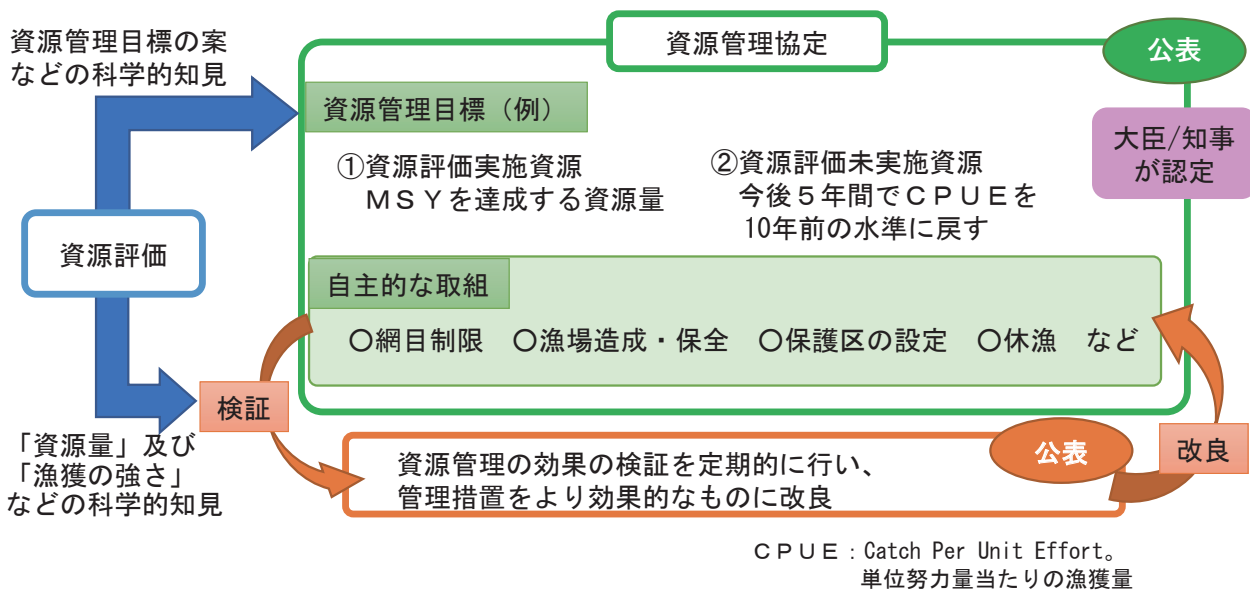
我が国では、国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的取組の組合せによる資源管理を推進しており、とりわけ、TAC資源以外の水産資源について、漁業法に基づく資源管理協定の活用による漁業者の自主的な資源管理を推進しています。

資源管理協定を策定する際には、1) 資源評価対象種については、資源評価結果に基づき資源管理目標を設定すること、2) 資源評価が未実施のものについては、報告された漁業関連データや都道府県水産試験研究機関等が行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を用いて資源管理目標を設定することとしており、同協定は、農林水産大臣又は都道府県知事が認定し、公表することになっています。

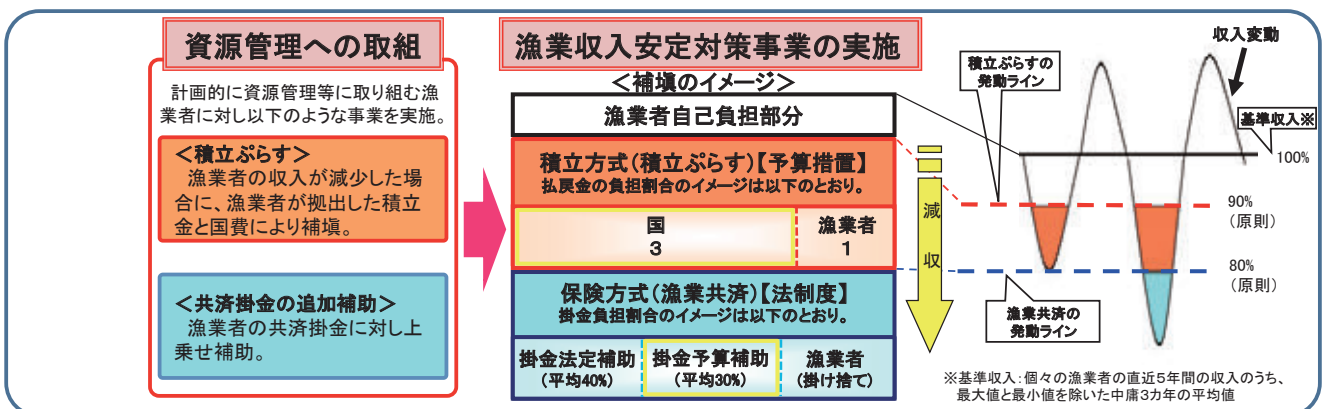
資源管理協定の参加者は、その取組による資源管理の効果の検証を定期的に行い、取組内容をより効果的なものに改良していくこととしており、農林水産大臣又は都道府県知事がその検証結果を公表することで、透明性を確保した運用を図っていくこととしています（図表3-11）。

また、このような資源管理協定に参加する漁業者は、漁業収入安定対策による支援の対象となります（図表3-12）。

図表3-11 資源管理協定のイメージ



図表3-12 漁業収入安定対策の概要





### 〈遊漁におけるクロマグロ等の資源管理の高度化を推進〉

遊漁におけるクロマグロの資源管理について、以前は、遊漁者に対して、漁業者の取組に準じて採捕停止等の協力を求めてきましたが、一層の資源管理の実効性を確保するため、漁業者が取り組む資源管理の枠組みに遊漁者が参加する制度を構築することが課題となっていました。

遊漁に対する規制は、不特定多数の者が対象となることから、罰則を伴う規制の導入には十分な周知期間を設け、試行的取組を段階的に進めることが妥当であるため、いきなりTAC制度を導入するのではなく、広域漁業調整委員会指示<sup>\*1</sup>により管理を行うこととしました。具体的には、令和3（2021）年6月以降、小型魚は採捕禁止（意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流）、大型魚を採捕した場合には重量や採捕した海域等を水産庁に報告しなければならないこととするとともに、大型魚の採捕数量がクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがある水準に達した場合には遊漁による大型魚の採捕を禁止することとしました。

新ロードマップにおいては、現行措置の強化を図った後、届出制導入による管理の高度化を図り、本格的なTACによる数量管理への移行を推進することとなっており、令和6（2024）年12月には、広域漁業調整委員会の下に漁業者、遊漁関係者及び学識経験者を構成員とする「くろまぐろ遊漁専門部会」を設置し、管理の高度化に向け検討を進めているところです。

令和8（2026）年4月からは、クロマグロ遊漁の全体像を把握することを目的として、届出制を実施しています（図表3-13）。

また、クロマグロ以外の資源については、新ロードマップにおいて、漁業におけるTAC化の進展等に応じ、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計や遊漁の管理手法の検討・試行を推進することとしています。

<sup>\*1</sup> 広域漁業調整委員会は漁業法に基づき設置され、水産動植物の繁殖保護や漁業調整のために必要があると認められるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等、必要な指示をすることができる。委員会指示に違反した場合、直ちに罰則が適用されるわけではないが、指導に繰り返し従わない等の悪質な者に対しては、農林水産大臣が指示に従うよう命令を出すことができ、その命令に従わなかった場合、漁業法に基づく罰則が適用される。

図表3-13 クロマグロ遊漁の届出制の導入

届出対象	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 全ての遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶（プレジャーボート等）運航者 ※ 遊漁船：遊漁船業の用に供する船舶
届出内容	<b>【必須項目】</b> ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス  <b>【任意項目】</b> ○ 利用する予定の船舶に関する情報 （遊漁船を利用する場合） ・ 遊漁船登録都道府県 ・ 遊漁船登録番号 ・ 船名 （遊漁船以外の船舶を利用する場合） ・ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・ 船名 （カヤック、SUP等を利用する場合） ○ 入出港する予定の場所 ・ 都道府県名 ・ 漁港又は港湾の名称 ○ 予定しているくろまぐろの釣りの方法 ・ ルアー釣り ・ 餌釣り ・ その他方法（具体的に記載） } から選択	○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所	○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出期間	令和8年1月1日（木）から 最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで	令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日（金）まで	
届出単位	・ 採捕しようとする海域ごと	・ 案内しようとする海域ごと ・ 案内しようとする船舶ごと	・ 案内し又は赴こうとする海域ごと ・ 案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出方法	インターネット/LINE、メール等		
届出をしなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を发出		
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要		

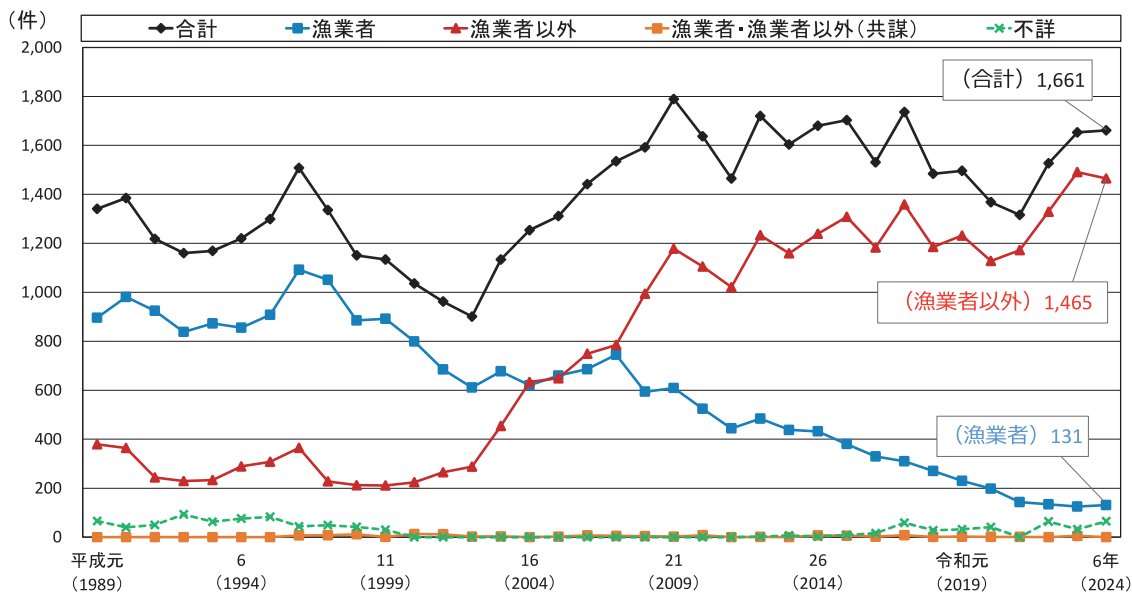
### (3) 実効性ある資源管理のための取組

#### 〈密漁への対策〉

水産庁が都道府県を通じて取りまとめた調査結果によると、令和6（2024）年の全国の海上保安部、都道府県警察及び都道府県における漁業関係法令違反（以下「密漁」といいます。）の検挙件数は1,702件（うち海面1,661件（被疑者不詳等の65件含む。）、内水面41件）となりました。近年は漁業者による違反操業が減少している一方、漁業者以外による密漁が増加し、漁業者による密漁の件数との差は年々開いていく傾向にあります（図表3-14）。近年は、密漁の手口が悪質化・巧妙化している傾向があります。



図表3-14 我が国の海面における漁業関係法令違反の検挙件数の推移



資料：水産庁調べ

アワビ、サザエ等のいわゆる磯根資源は、多くの地域で共同漁業権の対象となっており、関係漁業者は、種苗放流、禁漁期間・区域の設定、漁獲サイズの制限等、磯根資源の保全と管理のために多大な努力を払っています。一方、これらの磯根資源は容易に採捕できることから密漁の対象とされやすく、組織的な密漁も横行しています。また、資源管理のルールを十分に認識していない一般市民による個人的な消費を目的としたものも各地で発生しています。このため、水産庁では、一般市民に対するルールの普及啓発を目的とした密漁対策のウェブサイトを経営しているほか、ポスターやパンフレットを作成・配布すること等を通じ密漁の防止を図っています。

また、悪質な密漁が行われているアワビ、ナマコ及び全長13センチメートル以下のウナギは「特定水産動植物」に指定されており、漁業権や漁業の許可等に基づいて採捕する場合を除いて採捕を原則禁止とし、これに違反した場合には、3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金が科されることとなります。さらに、密漁品の流通を防止するため、違法に採捕されたことを知りながら特定水産動植物を運搬、保管、取得又は処分の媒介・あっせんをした者に対しても密漁者と同じ罰則が適用されることになっています。

密漁を抑止するには、夜間や休漁中の漁場監視、密漁者を発見した際の取締機関への速やかな通報等、日頃の現場における活動が重要です。

取締りについては、海上保安官及び警察官とともに、水産庁等の職員から任命される漁業監督官や都道府県職員から任命される漁業監督吏員が実施しており、今後も、関係機関が連携して取締りを強化していきます。



密漁を許さない～水産庁の密漁対策～（水産庁）：  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/mitsuryotaisaku.html>

**〈違法に採捕された水産動植物の流通の防止に向けた取組〉**

違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、水産流通適正化法により、漁獲番号等の情報伝達、取引記録の作成・保存等が義務付けられています。国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが多い水産動植物であって資源管理を行うことが特に必要なものを「特定第一種水産動植物（アワビ、ナマコ及び全長13センチメートル以下のウナギ<sup>\*1</sup>）」と定義し、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通の適正化を図っています。さらに、国際的なIUU漁業防止の観点から本法による輸入規制を講ずることが必要な水産動植物を「特定第二種水産動植物（サバ、サンマ、マイワシ及びイカ）」と定義し、輸入時に適法に採捕されたものであることを証する外国政府が発行する証明書の添付を義務付けることで、IUU漁業由来の水産物の我が国への流入を防いでいます。

また、令和8（2026）年4月1日から、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律<sup>\*2</sup>が施行され、個体の経済的価値が高く、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められる水産資源（特別管理特定水産資源）等を「特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚）」と定義し、取引時の情報伝達や取引記録の作成・保存の義務付けを行うことで、漁獲量等報告の義務に違反した漁獲物の流通を防止することとしています（図表3-15）。



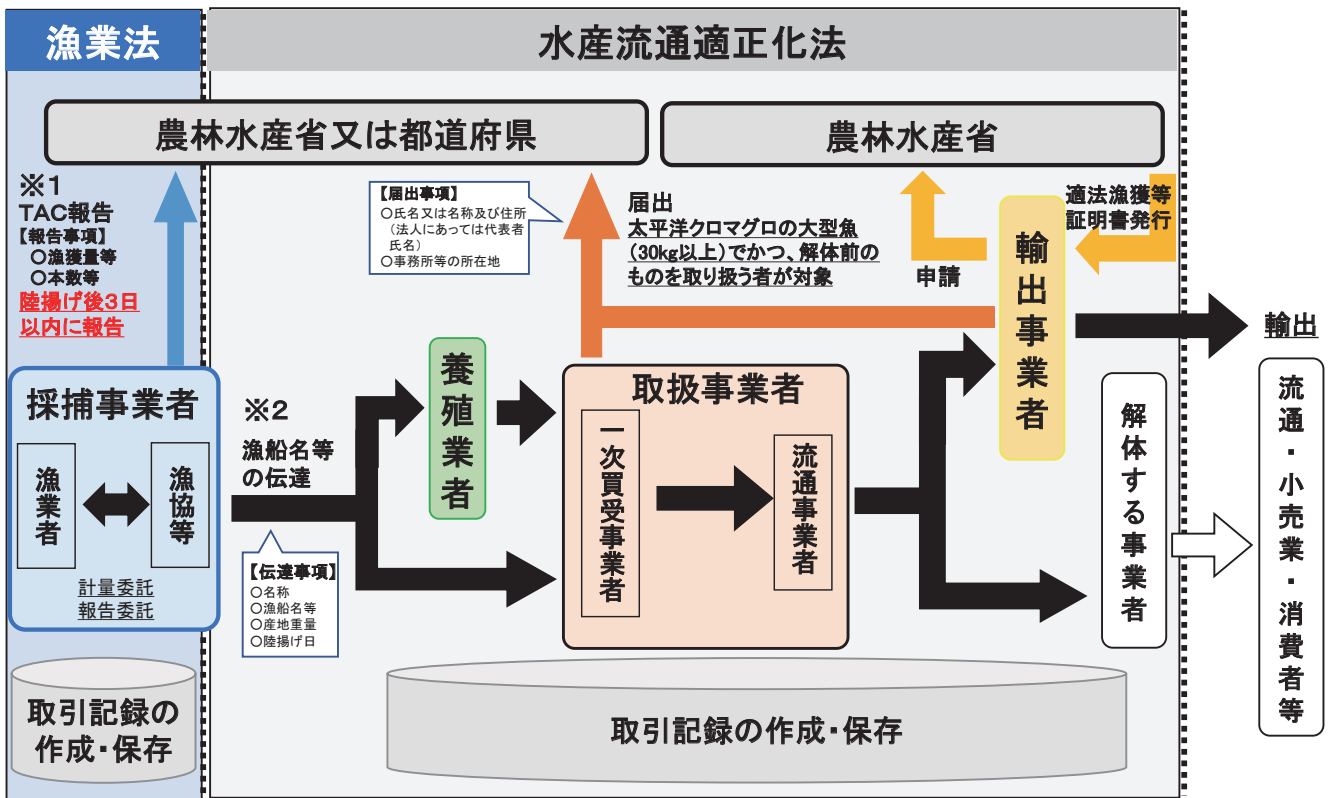
特定水産動植物等の国内流通の  
適正化等に関する法律(水産庁)：  
[https://www.jfa.maff.go.jp/  
j/kakou/tekiseika.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika.html)

\*1 全長13センチメートル以下のウナギについては、令和7（2025）年12月から適用。

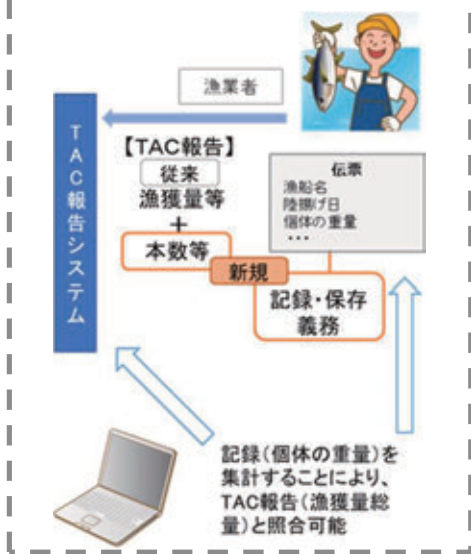
\*2 令和6年法律第66号



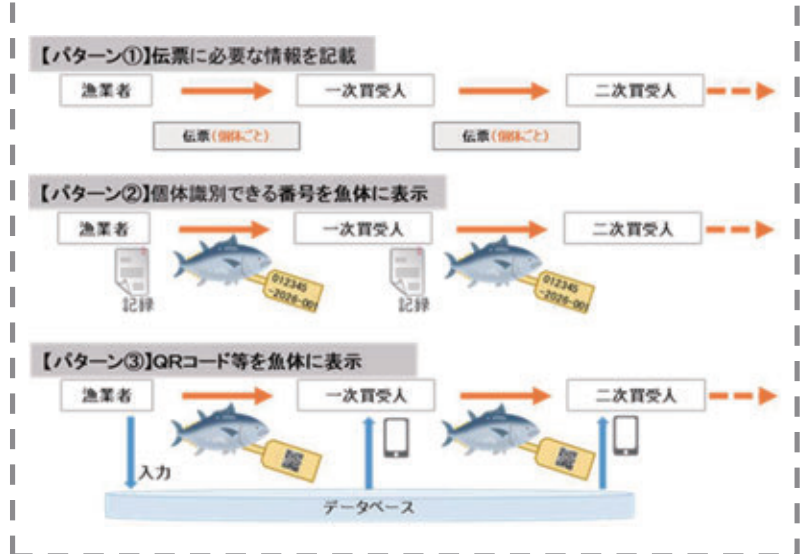
図表3-15 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正後の制度の概要（太平洋クロマグロの大型魚）



※1 TAC報告のイメージ



※2 漁船名等の伝達のイメージ



#### (4) 資源を積極的に増やすための取組

##### ア 種苗放流の取組

##### 〈全国で約70種を対象とした水産動物の種苗放流を実施〉

自然環境下の水産動物は、卵やふ化の直後の仔魚・稚魚の間に多くが死亡し、又は捕食されるなどして、成魚まで育つものはごく僅かです。このため、卵からふ化させ、一定の大きさに成長するまで人工的に育成してから放流することにより水産資源を積極的に増やすことを目的とする種苗放流の取組が各地で行われています。

現在、都道府県の栽培漁業センター等を中心として、ヒラメ、マダイ、ウニ類、アワビ類等、全国で約70種を対象とした水産動物の種苗放流が、地域の実情や海域の特性等を踏まえ実施されています（図表3-16）。

実施に当たっては、資源管理の一環として実施することとし、1) 資源評価を行い、事業の資源造成効果を検証し、検証の結果、資源造成の目的を達成したものや効果の認められないものは実施しない、2) 資源造成効果の高い手法や対象魚種は、今後も事業を実施するが、ヒラメやトラフグのように都道府県の区域を越えて移動する広域回遊魚種等は、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進すること等により、効果のあるものを見極めた上で重点化することとしています。

図表3-16 種苗放流の主な対象種と放流実績

（単位：万尾（万個））

		平成27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5年度 (2023)
地先種	アワビ類	2,190	1,966	2,043	1,887	1,850	1,641	1,416	1,678	1,448
	ウニ類	6,065	6,168	6,299	6,262	6,326	6,145	5,546	5,910	6,158
	ホタテガイ	350,303	351,080	344,506	332,633	318,653	348,403	291,221	364,649	310,968
広域種	マダイ	960	827	910	885	914	917	933	913	905
	ヒラメ	1,414	1,520	1,541	1,480	1,706	1,563	1,540	1,495	1,520
	トラフグ	263	261	232	234	235	223	204	196	257
サケ(シロサケ)		176,700	163,106	155,964	178,038	138,356	138,058	104,376	133,603	115,992

資料：水産庁増殖推進部、水産研究・教育機構、公益財団法人全国豊かな海づくり推進協会「栽培漁業用種苗等の生産・入手・放流実績（全国）」  
注：サケ（シロサケ）放流数は暫定値

### （コラム）第44回全国豊かな海づくり大会

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護・管理と海や河川・湖沼の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、明日の我が国漁業の振興と発展を図ることを目的として、昭和56（1981）年に大分県において第1回大会が開催されて以降、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による延期を除き、毎年開催されています。

令和7（2025）年は、「第44回全国豊かな海づくり大会～<sup>うま</sup>美し国みえ大会～」が、天皇后両陛下の御臨席の下、「受け継ごう 命あふれる 清い海」を大会テーマに三重県志摩市及び南伊勢町で開催されました。三重県では昭和59（1984）年の第4回大会以来2回目の開催となりました。

志摩市で開催された式典行事では、豊かな海を願い、天皇后両陛下によるマハタ、アマゴ、アコヤガイ及びクロノリ・アオノリの種苗のお手渡しが行われ、後日、三重県の各地で放流等が行われました。

また、式典行事終了後に南伊勢町で行われた放流行事では、天皇后両陛下により、イセエビ及びマダイの種苗が放流されました。

次回の第45回大会は、令和8（2026）年11月に、「響かせよう 豊かな海の <sup>きしわだ</sup>ハーモニー」を大会テーマに大阪府岸和田市（式典行事）及び泉佐野市（放流行事）で開催される予定です。



御臨席された天皇后両陛下  
（提供：三重県）



## イ 沖合域における生産力の向上

### 〈水産資源の保護・増殖のため、保護育成礁やマウンド礁の整備を実施〉

沖合域は、アジ、サバ等の多獲性浮魚類、スケトウダラ、マダラ等の底魚類、ズワイガニ等のカニ類等、我が国の漁業にとって重要な水産資源が生息する海域です。これらの資源については、種苗放流によって資源量の増大を図ることが困難であるため、資源管理と合わせてその生息環境を改善することにより、資源を積極的に増大させる取組が重要です。

これまで、各地で人工魚礁等が設置され、水産生物に産卵場、生息場、餌場等を提供し、再生産力の向上に寄与しています。また、水産庁では、沖合域における水産資源の増大を目的として、ズワイガニ等の生息海域にブロック等を設置することにより産卵や育成を促進する保護育成礁や、上層と底層の海水が混ざり合う鉛直混合\*1を発生させることで海域の生産力を高めるマウンド礁の整備を実施しています（図表3-17）。

保護育成礁については、日本海西部地区において完成し、マウンド礁については五島西方おき沖地区など2地区で完成、対馬海峡地区、大隅海峡地区及び隠岐海峡地区において整備中です。

これらの整備により、例えば保護育成礁においては礁内のズワイガニの生息密度が礁外の海域と比べ約2倍となったことや、マウンド礁においては礁周辺のマアジの平均体重はその他の海域と比べ約1.5倍となる等、水産資源の保護・増殖に大きな効果が見られています。

図表3-17 保護育成礁・マウンド礁のイメージ



## ウ 内水面における資源の増殖と漁業管理

### 〈資源の維持増大や漁場環境の保全のため、種苗放流や産卵場の整備等を実施〉

河川・湖沼等の内水面では、漁業法に基づき、水産動植物の採捕を目的とする漁業権の免許を受けた漁協及び漁連に水産動植物を増殖する義務が課される一方、遊漁者の採捕を制限する場合には遊漁規則を定め、遊漁者から遊漁料を徴収することが認められており、遊漁料により増殖費用が賄われています。これは、一般に内水面は海面と比べて生産力が低いことに加え、遊漁者も多く、採捕が資源に与える影響が大きいからです。このような制度の下、内水面の漁協等が主体となってアユやウナギ等の種苗放流や産卵場の整備等を実施し、内水面水産資源の維持増大や漁場環境の保全に大きな役割を果たしています。

\*1 上層と底層の海水が互いに混ざり合うこと。鉛直混合の発生により底層にたまった栄養塩類が上層に供給され、植物プランクトンの繁殖が促進されて海域の生産力が向上する。

## (5) 漁場環境をめぐる動き

### ア 藻場・干潟の保全と再生

#### 〈藻場・干潟の保全等の取組を推進〉

藻場・干潟は、水産生物の産卵・生育の場として重要な役割を担っており、CO<sub>2</sub>の吸収源としても期待されています。近年、高水温等による海藻の生育不良や植食動物の摂食行動の活発化による食害等の影響で藻場が衰退する中、藻場・干潟の保全・創造対策により、海洋生態系全体の生産力の底上げを図ることが重要です。

国は、藻場・干潟の保全・創造対策が実効性のある効率的なものになるよう、基本的な考え方やハード・ソフトが一体となった対策等を記した「藻場・干潟ビジョン」（令和5（2023）年12月改訂）を取りまとめ、取組を推進しています。また、全国各地では、地方公共団体による藻場・干潟の造成や、漁業者や地域住民等の多様な主体から構成される活動組織による植食動物の駆除や母藻の設置等の藻場保全活動が実施されています。さらに、毎年、磯焼け対策全国協議会を開催し、全国で取り組まれている優良な磯焼け対策や海水温上昇に対応した手法等の新たな技術の横展開を図っています。

漁港においても、防波堤等の漁港施設に藻場造成機能を付加し、施設整備と一体的な藻場造成を推進している事例があります。

#### 〈ブルーカーボン生態系によるCO<sub>2</sub>の貯留〉

藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林は、ブルーカーボン生態系と呼ばれています。そのうち藻場については、海草・海藻が光合成によりCO<sub>2</sub>を取り込み、その後、一部の炭素を長期間にわたり海底や深海等にブルーカーボンとして貯留するとされています。我が国沿岸域の藻場におけるCO<sub>2</sub>吸収量については、関係省庁が連携して算定し、合計約32万トンと国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に報告（令和8（2026）年4月）しています。

気候変動対策への世界的な要請が高まる中、温室効果ガス排出削減・吸収活動を企業等の間で取引できるように認証したカーボン・クレジット制度の活用が進展しています。CO<sub>2</sub>貯留量をはじめとする藻場保全の効果を適切に評価することで、環境保全への関心の高い関係者とも連携した持続可能で沿岸域の漁場環境保全に寄与する藻場保全活動への広がりが期待されます。

### イ 内湾域等における漁場環境の改善

#### 〈赤潮等の被害対策、栄養塩類管理、適正養殖可能数量の設定等を推進〉

海藻類の成長、魚類や二枚貝等の餌となるプランクトンの増殖のためには、陸域や海底等から供給される窒素やリン等の栄養塩類が必要となります。瀬戸内海をはじめとした閉鎖性水域において、栄養塩類の減少等が海域の基礎的生産力を低下させ、養殖ノリの色落ちやイカナゴ等の魚介類の減少の要因となっている可能性が漁業者や地方公共団体の研究機関から示唆されています。その一方で、窒素やリン等の栄養塩類、水温、塩分、日照、競合するプランクトン等の要因が複合的に影響することにより赤潮が発生し、魚類養殖業等に大きな被害をもたらすことも指摘されています。

瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全特別措置法<sup>\*1</sup>に基づき、必要に応じて栄養塩類の

\*1 昭和48年法律第110号



供給・管理を可能とする栄養塩類管理制度が導入されており、兵庫県、山口県、香川県及び愛媛県において栄養塩類管理計画が策定され、水質の改善と水産資源の持続可能な利用の確保の調和・両立が進められています。東京湾や伊勢湾・三河湾においても、漁業関係者や行政が連携し、栄養塩類の管理に係る研究成果の情報共有等を行っています。

また、水産庁では、関係地方公共団体、研究機関等と連携し、海域の栄養塩類が水産資源の基礎を支えるプランクトン等の餌生物等に対して与える影響に関する調査研究、栄養塩類の供給手法の開発等を行うとともに、赤潮による漁業被害の軽減対策として、赤潮発生のモニタリング技術の開発、赤潮の発生メカニズムの解明等による発生予察手法の開発、被害軽減技術の開発に取り組んでいます。

有明海や八代海等では、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し赤潮や貧酸素水塊の発生に加えて、近年は他の海域と同様に気候変動に伴う水温の上昇や豪雨等の影響が顕在化しており、二枚貝をはじめとする水産資源をめぐる海洋環境が厳しい状況にあります。こうした中、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律<sup>\*1</sup>に基づき、関係県が環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、有明海及び八代海等の再生に向けた各種施策を実施しています。国は、同法に基づき、関係県等の事業を支援し、有明海及び八代海等の再生を図っているところです。

このほか、養殖漁場について、持続的養殖生産確保法<sup>\*2</sup>に基づき、漁協等が養殖漁場の水質等に関する目標、適正養殖可能数量その他の漁場環境改善のための取組等をまとめた漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善を促進する取組を推進しています。

また、漁業法では、漁場を利用する者が広く受益する赤潮監視、漁場清掃等の保全活動を実施する場合に、都道府県が申請に基づいて漁協等を指定し、一定のルールを定めて沿岸漁場の管理業務を行わせることができる制度が設けられており、水産庁では、本制度の積極的な活用を推進しています。

## ウ 河川・湖沼における生息環境の再生

### 〈内水面の生息環境や生態系の保全のため、魚道の設置等の取組を推進〉

河川・湖沼は、それ自体が水産生物を育て内水面漁業者や遊漁者の漁場となるだけでなく、自然体験活動の場等の自然と親しむ機会を国民に提供しています。また、河川は、森林や陸域から適切な量の土砂や有機物、栄養塩類を海域に安定的に流下させることにより干潟や砂浜を形成し、海域における豊かな生態系を維持する役割も担っています。

しかしながら、河川をはじめとする内水面の環境は、ダム・堰堤等の構造物の設置、排水や濁水等による水質の悪化、水の利用による流量の減少等の人間活動の影響を特に強く受けています。このため、内水面における生息環境の再生と保全に向けた取組を推進していく必要があります。

国は、内水面漁業の振興に関する法律に基づき策定した「内水面漁業の振興に関する基本的な方針<sup>\*3</sup>」により、関係省庁、地方公共団体、内水面漁協等の連携の下、水質や水量の確保、森林の整備及び保全、多自然川づくり等による河川環境の保全・創出を進めています。

\*1 平成14年法律第120号

\*2 平成11年法律第51号

\*3 平成26（2014）年策定、令和4（2022）年改正。

また、内水面に生息する水産動植物の生息環境や生態系を保全するため、堰等における魚道の設置や改良、産卵場となる砂礫底や植生の保全・造成、様々な水生生物の生息場となる石倉増殖礁（石を積み上げて網で囲った構造物）の設置等の取組を推進しています。

さらに、同法では、共同漁業権の免許を受けた者からの申出により、都道府県知事が内水面の水産資源の回復や漁場環境の再生等に関して必要な措置について協議を行うための協議会を設置できることになっており、令和7（2025）年12月末時点で、山形県、東京都、岐阜県、滋賀県、兵庫県及び宮崎県において協議会が設置され、良好な河川漁場保全に向けた関係者間の連携が進められています。



内水面に関する情報（水産庁）：  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/naisuimeninfo.html>

## エ 気候変動による影響等

### 〈サケ等主要魚種の不漁〉

海水温の上昇や海流の変化は、適温域を分布・回遊する回遊性魚介類の分布や資源量に影響を与えており、これらの種を漁獲する漁業における水揚量の減少、漁場の沖合化による燃油等の費用の増加や出漁の見合わせ等が漁業経営に大きな影響を及ぼしています。

令和8（2026）年2月に環境省が公表した第3次気候変動影響評価報告書によれば、回遊性魚介類への気候変動による影響は、現状既に重大な影響が認められると評価されています。具体的にはサケの回帰率の低下やサンマ等主要魚種の不漁、高水温を好む魚種の分布が北方へ拡大する等の影響が生じています。

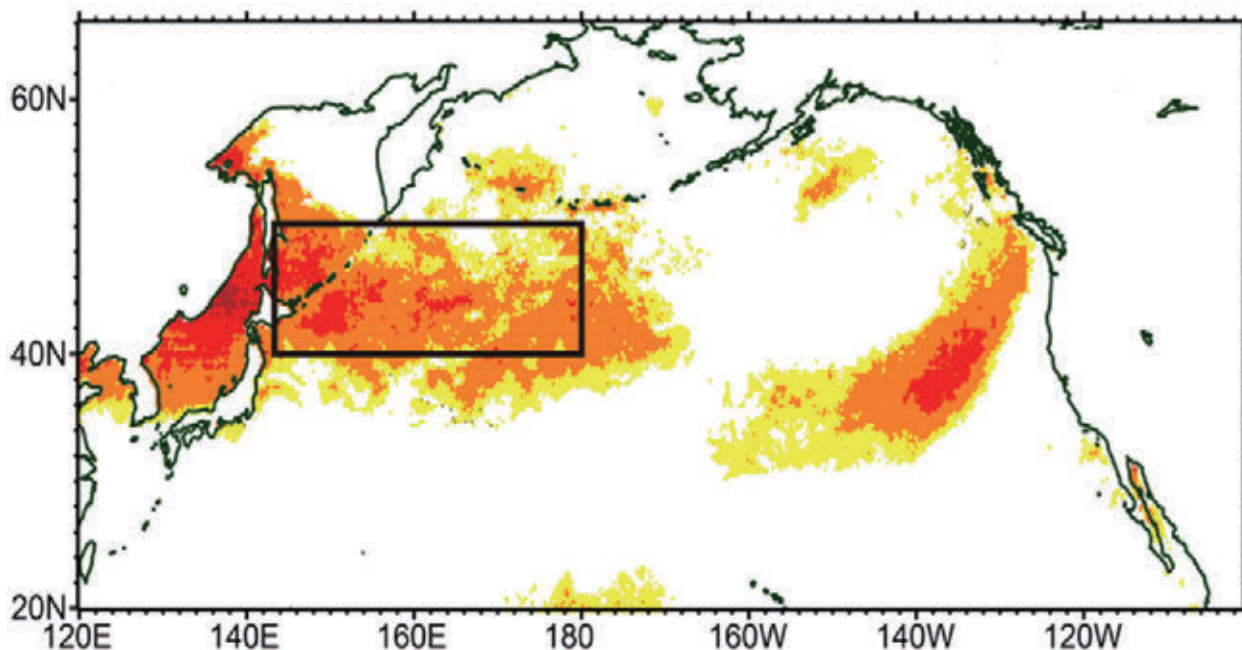
### 〈海洋熱波の発生が顕在化〉

数日から数か月にわたり急激に海水温が極めて高く推移する現象である海洋熱波は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書第1作業部会報告書によると20世紀を通して頻度が増加するようになり、1980年代以降、頻度はほぼ倍増しているとされています。

我が国周辺においても、平成22（2010）年頃から海洋熱波の発生が顕在化しており、令和3（2021）年に北太平洋の西部で発生した海洋熱波の規模が昭和57（1982）年以降で最大であったことが、人工衛星によるモニタリングにより明らかとなっています（図表3-18）。



図表3-18 北西太平洋で確認された海洋熱波（令和3（2021）年）



資料：原著論文 Kuroda and Setou (2021) Remote Sens. 13, 3989

注：図中の色は、令和3（2021）年7月30日の海洋熱波の強度（30年間の日別水温からの差を規格化）を示す。黒枠の領域での令和3（2021）年7～8月の海洋熱波は、昭和57（1982）年以降で最大であった。

### 〈黒潮大蛇行が終息〉

我が国周辺海域において、代表的な暖流である黒潮の流路の変化や寒流である親潮の南下が弱まる等、海流の流れや位置の変化がみられています。

我が国の南岸に沿って流れる黒潮については、紀伊半島から東海沖で大きく離岸する黒潮大蛇行<sup>\*1</sup>が、平成29（2017）年8月に発生し、昭和40（1965）年以降で過去最長となる7年9か月間継続しました。その後、黒潮の流路が変化し、令和7（2025）年4月に大蛇行の状態がみられなくなりました。このため、気象庁と海上保安庁は同年8月29日に黒潮大蛇行が終息したと正式に発表しました。黒潮の流路は、魚種・漁場の位置や沿岸の環境等にも影響を与えるため、今後も注視が必要です。

### オ 海洋プラスチックごみの問題

#### 〈海洋プラスチックごみの影響への懸念の高まり〉

海に流出するプラスチックごみの増加の問題が世界的に注目を集めています。年間数百万tを超えるプラスチックごみが海洋に流出しているとの推定<sup>\*2</sup>もあり、我が国の海岸にも、海外で流出したと考えられるものも含め多くのごみが漂着しています。

海に流出したプラスチックごみは、海鳥や海洋生物が誤食することによる生物被害や、投棄・遺失漁具（網やロープ等）に海洋生物が絡まって死亡するゴーストフィッシング、海岸の自然景観の劣化等、様々な形で環境や生態系に影響を与えるとともに、漁獲物へのごみの混入や漁船のスクリューへのごみの絡まりによる航行への影響等、漁業活動にも損害を与え

\*1 気象庁では、黒潮大蛇行の判定に、(1) 潮岬で黒潮が安定して離岸していること、(2) 東海沖（東経136～140度）での黒潮流路の最南下点が北緯32度より南に位置していることの二つの条件を用いている。

\*2 Jambeck et al. (2015) による。

ます。また、紫外線等により次第に劣化し破碎・細分化されること等により発生するマイクロプラスチック<sup>\*1</sup>は、表面に有害な化学物質が吸着する性質があることが指摘されており、吸着又は含有する有害な化学物質が食物連鎖等を通して、海洋生物及び人体に何らかの影響を与えることが懸念されています。

我が国では、令和元（2019）年5月に、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が関係閣僚会議で策定されたほか、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律<sup>\*2</sup>に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の変更及び「第四次循環型社会形成推進基本計画<sup>\*3</sup>」に基づく「プラスチック資源循環戦略」の策定を行い、海洋プラスチックごみ問題に関連する政府全体の取組方針を示しました。また、令和3（2021）年6月に、海洋プラスチックごみ問題への対応を契機の一つとして、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律<sup>\*4</sup>が成立しました。

国際的には、令和4（2022）年3月に、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定に向けた決議が国連環境総会で採択され、同年11月より同文書の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）が開催されているほか、令和5（2023）年5月に開催されたG7広島サミットにおいて、「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミットしている」等を内容とする「G7広島首脳コミュニケ」が発出される等、国内外の海洋プラスチックごみ問題への取組が加速化しています。

### 〈生分解性漁具の開発・改良や漁業者による海洋ごみの持ち帰りを促進〉

海洋プラスチックごみの主な発生源は陸域であると指摘されていますが、海域を発生源とする海洋プラスチックごみも一定程度あり、その一部は漁具であることも指摘されています<sup>\*5</sup>。

そのような中、水産庁では、平成31（2019）年4月に、漁業分野における海洋プラスチックごみ対策やプラスチック資源循環を推進するため、1）漁具の海洋への流出防止、2）漁業者による海洋ごみの回収の促進、3）意図的な排出（不法投棄）の防止、4）情報の収集・発信等を主な内容とする「漁業におけるプラスチック資源循環問題に対する今後の取組」を公表しました。

また、水産庁では、海洋プラスチックごみ対策アクションプランを踏まえ、令和2（2020）年5月に、使用済漁具の計画的処理を推進するための「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を策定するとともに、海洋に流出した漁具による環境への負荷を最小限に抑制するため、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具開発・改良等の支援や、まき網等の漁網のリサイクル推進に対する支援を行っていますが、生分解性プラスチックについては、現時点では機能やコスト面で実用可能な漁具が限られています。

さらに、操業中の漁網に入網すること等により回収される海洋ごみを漁業者が持ち帰ることは、海洋ごみの回収手段が限られる中で重要な取組と考えられるため、環境省や都道府県

\*1 微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。

\*2 平成21年法律第82号

\*3 平成30（2018）年6月閣議決定

\*4 令和3年法律第60号

\*5 FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2020」による。

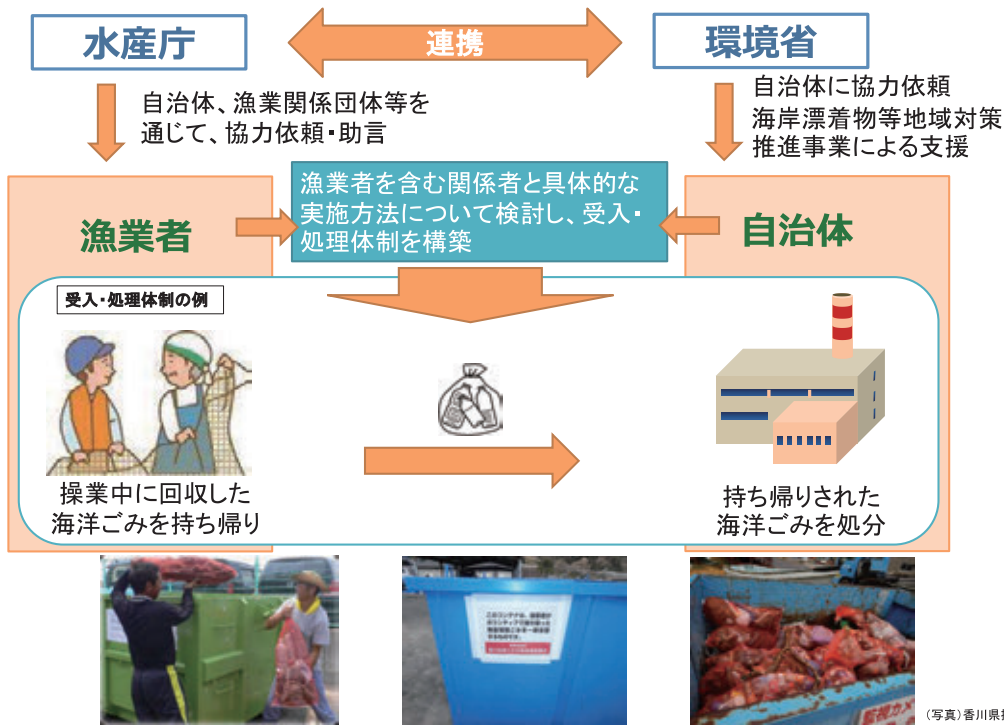


等と連携し、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、海洋ごみの漁業者による持ち帰りを促進する（図表3-19）とともに、漁業者や漁協等が環境生態系の維持・回復を目的として地域で行う漂流漂着物等の回収・処理に対し、漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業による支援を実施しています。なお、漁協関係者が中心となり、地域住民やボランティア団体、地域の学生等と連携し、自主的に海浜の清掃活動を行う取組も、全国各地で展開されています。このほか、水産庁では、業界団体・企業等による自主的な取組に係る情報発信や、マイクロプラスチックが水産動植物に与える影響についての科学的調査結果の情報発信を行っています。



海洋プラスチックごみ対策（漁業における取組）（水産庁）：  
[https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/action\\_sengen/190418.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/action_sengen/190418.html)

図表3-19 海洋ごみ等の回収・処理について（入網ごみ持ち帰り対策）



### カ 海洋環境の保全と漁業

〈適切に設置・運用される海洋保護区等により、水産資源の増大を期待〉

漁業は、自然の生態系に依存し、その一部を採捕することにより成り立つ産業であり、漁業活動を持続的に行っていくためには、海洋環境や海洋生態系を健全に保つことが重要です。

令和4（2022）年には、生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）の下で、令和12（2030）年までに陸域と海域のそれぞれ少なくとも30%を海洋保護区（MPA：Marine Protected Area）等の保護地域及び保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）を通じて保全及び管理すること（30by30目標）

を含む「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。

我が国において、MPAは「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」と定義されていますが、これには水産資源保護法<sup>\*1</sup>上の保護水面や漁業法上の共同漁業権区域等が含まれており、漁業者の自主的な共同管理等によって、生物多様性を保全しながら、これを持続的に利用していく海域であることは、日本型海洋保護区の一つの特色になっています。また、適切に設置され運用されるMPA及びOECMは、海洋生態系の適切な管理及び保全を通じて水産資源の増大にも寄与するものと考えられます。

## (コラム) 漁具・漁網のリサイクル

農林水産省は、大阪・関西万博のテーマウィーク「食と暮らしの未来ウィーク」において、「RELAY THE FOOD ～未来につなぐ食と風土～」というテーマの下、農林水産業と食文化に関する展示を行いました。水産庁は、この展示の一部で、定置網で活用されるスマート技術や漁網のリサイクルに関する展示を行いました。

漁網リサイクルに係る展示では、漁業者、製網メーカー、繊維メーカー、リサイクル企業等が連携したTeam Re:ismによる漁網リサイクルの取組のパネルや、そのリサイクル製品（漁網、アパレル製品、サングラス、文房具等）を展示しました。また、使用済み漁網から作られた2万6千枚を超えるクリアファイルの配布も行いました。「漁網って何？」の質問から始まる一般の方もいらっしゃる中、多くの来場者に、漁網リサイクルの取組に関心を持っていただけるよう情報発信を行いました。

漁具の資源循環は、環境に配慮した持続可能な漁業・養殖業の取組として重要な課題です。我が国の水産業界の主要団体である一般社団法人大日本水産会は、Team Re:ismの活動を引き継ぎ、新しい協議会を立ち上げ、漁網以外の漁具も含めたリサイクル活動へと発展させるべく取り組んでいます。水産庁としては、今後も引き続きこの課題に取り組んでいきます。



スマート技術や漁網のリサイクルに関する展示

\*1 昭和26年法律第313号



## (6) 野生生物による漁業被害と対策

### ア 海洋における野生生物による漁業被害

#### 〈トドの個体数管理・駆除、調査・情報提供等の取組を推進〉

海洋の生態系を構成する生物の中には、漁業・養殖業に被害を与える野生生物も存在し、漁具の破損、漁獲物の食害等をもたらします。各地域で漁業被害をもたらす野生生物に対しては都道府県等が被害防止のための対策を実施していますが、都道府県の区域を越えて広く分布・回遊する野生生物で、広域的な対策により漁業被害の防止・軽減に効果が見通せる等一定の要件を満たすもの（大型クラゲ、トド、ヨーロッパザラボヤ等）については、水産庁が出現状況に関する調査と漁業関係者への情報提供、被害を効果的・効率的に軽減するための技術の開発・実証、駆除・処理活動への支援等に取り組んでいます（図表3-20）。

特に北海道周辺では、トド等の海獣類による漁具の破損等の被害が多く発生している中、漁業被害の軽減とトド資源の保全の両立を図るため、平成26（2014）年に「トド管理基本方針」を策定、令和6（2024）年に同方針の一部改正を行い、同方針に従った採捕等の被害軽減対策を実施しています。これらの取組により、近年のトドによる漁業被害額は、平成25（2013）年度の約20億円から減少し、令和6（2024）年度には約10億円となりました。

### イ 内水面における生態系や漁業への被害

#### 〈カワウやオオクチバス等の外来魚の防除の取組を推進〉

内水面においては、カワウやオオクチバス等の外来魚による水産資源の食害が問題となっています。このため、カワウについては、環境省及び農林水産省が令和6（2024）年に策定した「令和6年度からのカワウ被害対策の考え方について」に従い、被害を与える個体数の半減を目指し、カワウの追払いや捕獲等の防除対策を推進しています。また、外来魚については、その効果的な防除手法の技術開発のほか、偽の産卵床の設置等による防除の取組を進めています。

図表3-20 野生生物による漁業被害対策の例

①大型クラゲ国際共同調査

大型クラゲの出現動向を迅速に把握するための日中韓共同による大型クラゲのモニタリング調査等

②被害を与える野生生物の調査及び情報提供

被害を与える野生生物の出現状況・生態の把握及び漁業関係者等への情報提供等

③野生生物による被害軽減技術の開発

トドによる漁獲物の食害を防ぐための強化網の開発、実証等

④野生生物による被害軽減対策

被害を与える野生生物の駆除・処理、改良漁具の導入促進といった被害軽減対策等

海面

<トド>



トドによる漁獲物の食害

内水面

<カワウ>



個体数と分布域が拡大し、食害が問題化

<オオクチバス>



外来魚による食害